

もうひとつの安心をプラス

国民年金基金をご存じですか？

国民年金基金とは・・・

自営業などの方を対象に、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、老齢基礎年金に上乘せして年金を給付する公的な年金制度です。

国民年金基金の5つのメリット

税制面で優遇

国民年金基金の掛け金はすべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

掛け金がお得

年金の受取額が同額の場合、月々の掛け金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛け金の上限である68,000円の範囲内なら何口からでも始められ(ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合には、その掛け金と合わせて68,000円が上限)さらに加入後も増減できます。

ニーズに合った年金設計が可能

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設計ができます。

公的年金だから安心

国民年金基金の支給する老齢年金は、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。



加入できる人は・・・

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金や付加年金に加入している人は加入できません。

国民年金本体の保険料納付もお忘れなく！

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛け金を納付していたとしても、年金または遺族一時金が支給されません。なお、その期間に基金に納付された掛け金は、そのまま加入者の方に還付されます。また、還付された掛け金について既に社会保険料控除の適用を受けている場合、その額について修正申告が必要になりますので、国民年金の保険料も忘れずに納付してください。

年金相談所を開設します

お気軽にご相談を

香川県国民年金基金では、国民年金基金についての年金相談所を開設します。

6月18日(月) 仁尾支所2階 「まつ」

25日(月) 山本支所2階 小会議室

相談時間 午前10時～午後4時

問い合わせ

香川県国民年金基金 ☎0120-65-4192

の出来事を載せさせていただきます。私は、国道11号を通勤しています。ある交差点にさしかかった時、道路の中央に何か黒い塊がありました。『農業用のビニールの塊かな』と思いながら近づきますと、カラスでした。事故にあったのか、逃げようと思わず、少し歩いてうずくまってしまいました。私は、そろっと避けながら横を通り抜けました。その後、どうなったのか気がかりで、バックミラーで確認しました。

するとどうでしょう。仲間のカラスが、うずくまっていたカラスの横に降りてきました。『どうしたの』と言っているように様子をうかがっていました。そして早くよけるように、体でそのカラスを押ししているのです。促されるように2羽のカラスは道端へ避難をしたのです。

ほんの一瞬の出来事ですが、朝のほのぼのとした光景を目の当たりにし、一日の出発に活力をもらった気がしました。

青少年の健全育成につきましても相手を思いやり、温かい声かけを心がけることが大切ではないでしょうか。日々の声かけや思いやりにより、子どもたち一人ひとりが健全に育ってくれるものと思います。

少年育成センター

一般用 72-5039
FAX 72-5497
少年相談 72-5024

本年度も早いもので、はや二カ月が過ぎました。日ごろ皆さま方には、健全育成についてご尽力いただきありがとうございます。誠に感謝申し上げます。

今月は、通勤途中

国保は保険税で支えられています

問い合わせ 税務課 62-1114

世帯主課税

国民健康保険税は、加入している人の世帯主（納税義務者）に課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主の名前で課税されますので納税通知書は世帯主に送付されます。

1年間(4月～翌年3月)の保険税

40歳未満の人は、医療分を国保の保険税として納めていただきます。40歳から64歳の人は、従来の国保の医療分に介護保険分（介護分）を合算した額が国保の保険税となります。

平成19年度国民健康保険税率

区 分	医 療 分	介 護 分
所得割額	課税標準額()×税率70%	課税標準額()×税率1.15%
資産割額	固定資産税額×税率35.0%	固定資産税額×税率5.0%
均等割額	被保険者1人につき27,000円	被保険者1人につき6,800円
平等割額	1世帯につき28,000円	1世帯につき4,000円
課税限度額	56万円	9万円

課税標準額は、前年の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

納 期

国保税の納期は、7月から翌年の2月までの年8回です。

各納期限は、月末（ただし第3期は10月1日、第6期は12月25日）です。

納付方法

納付書で納付する方法と、口座振替の方法があります。便利で安全な口座振替をお勧めします。

各期の口座振替日は各納期限と同一日です。

保険税の軽減制度

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。これは、各軽減適用世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

（注）ただし、所得の申告をされていない世帯については、軽減を受けることができません。

加入者は必ず申告をしてください（無収入の方でも申告が必要です）。

・ 2割軽減の適用を受けるためには

2割軽減申請書を提出する必要があります。所得申告をしている人で、2割軽減に該当すると思われる世帯には、2割軽減申請書を送付いたしますので、記入押印のうえ、期限(6月15日)までに必着となるよう税務課へ提出してください。

・ 7割軽減・5割軽減の対象者

申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしている人が対象となります。